

役員等報酬・費用弁償規則

社会福祉法人花巻ふれあいの里福社会

(平成29年6月13日 施行)

社会福祉法人花巻ふれあいの里福社会 役員等報酬・費用弁償規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人花巻ふれあいの里福社会（以下「法人」という。）の定款第8条第2項及び第21条第2項に基づき、役員及び評議員並びにその他委員会等（以下「役員等」という。）の旅費及び報酬並びに費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規則でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人役員の業務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席費用等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により費用弁償費を支払うことができる。ただし、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の費用弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償費を支払うことができる。ただし、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の費用弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員等の業務費用等)

第4条 役員が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(理事長の業務報酬の額等)

第5条 理事長に対して業務報酬を支給する。

2 業務報酬の額は、別表2に定めるとおりとする。

3 業務報酬の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

4 理事長には、退職手当は支給しない。

5 当該報酬以外に、前々条及び前条に係る支出及び費用弁償費これを行わないものとする。

(監事の業務費用等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、監事の監査指導等として取り扱ひ別表1により費用弁償費を支払うことができる。ただし、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る費用弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監査業務を行った場合であっても、本条次項費用弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(その他委員会等の業務費用等)

第7条 役員等が、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。ただし、鉄道賃等、及び、県内外の宿泊料については、証憑等をもって実費額の支給とする。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限りこの規則を適用することができる。

(改正)

第10条 本規則の改正は、理事会の承認を経て、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、昭和26年3月14日に制定、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月8日一部改正)

この規則は、平成27年1月8日から施行する。

附 則 (平成29年6月13日一部改正)

この規則は、平成29年6月13日から施行する

別表1 役員等（日額）

| 名 称 | 費用弁償費 |
|------------|---------|
| 理事会出席等 | 3,000 円 |
| 評議員会出席等 | 3,000 円 |
| 監事監査指導等 | 5,000 円 |
| その他委員会委員等 | 3,000 円 |
| その他（会議出席等） | 3,000 円 |

別表2 理事長報酬（時給）

| 名 称 | 報 酬 | 通勤手当 |
|---------|---------|-------------|
| 理事長業務報酬 | 2,500 円 | 1日につき 500 円 |

別表3 出張旅費

| 鉄道賃等 | 県内日当 | 県外日当 | 県内宿泊料 (1夜につき) | 県外宿泊料 (1夜につき) |
|------|---------|---------|------------------|------------------|
| 実費 | 3,000 円 | 4,000 円 | 上限 12,000 円 | 上限 14,000 円 |

但し、宿泊料の上限を下回る場合は、領収書に基づき支給する。